

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
宮城建設株式会社	岩手県久慈市新中の橋4-35-3

2. 指名停止措置期間

令和6年4月17日 ～ 令和6年4月30日 (2週間)

3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

4. 事実概要

令和3年10月11日、当地方整備局発注「久慈港湾口地区防波堤（北堤）築造工事」の船舶係留用シンカーブロック撤去のための現場（岩手県久慈市久慈港港内）において、二次下請企業所属の潜水士が潜水作業を行っていたところ、送気ホースが何らかの原因で切れ死亡した。

当該事故は、急な天候変化に対する危険性の理解が足りなかったことや、強風により起重機船が走錨する可能性を想定していなかったこと、潜水作業にあたり、送気ホースが絡まる恐れのあるものの近くで潜水を行わせたことなど、安全管理を怠ったために発生した事故である。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「同要領」という。）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第1第7号に該当する。

また、同要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第1（抜粋）

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）	
7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内

<発表記者会：宮城県政記者会、岩手県政記者クラブ、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会>

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局（TEL 022-225-2171）（代表）

総務部 契約課 課長 かわさき たすみ 川崎 友美 （内線 2511）

建設専門官 しづや たかひろ 渋谷 隆博 （内線 2512）

○ 総務部 経理調達課 課長 ちば てつや 千葉 哲哉 （内線 6551）

○は本件の主務課です。